

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年2月29日認可した。

平成24年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）田井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）西田井地区
三豊市財田町土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業 （ため池改修事業）居出口池地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）百々地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）百々下地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）植田原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大道下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）出作10号地区
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）醍醐坊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八丁地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）萩原幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）段の畑地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柏屋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）柏屋2号地区